備品管理の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 高槻支援学校 | 　備品出納簿に記載されている下記の備品について、実査したところ現物を確認することができなかった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 品種 | 品目 | 当初受入年月日 | 数量 | 金額 |
| 商品名 |
| 機械器具類 | 光学器具類 | 昭和62年３月17日 | １ | 400,000円 |
| 映写機 |
| 機械器具類 | 光学器具類 | 平成20年７月15日 | １ | 236,250円 |
| 超短投写距離フロントプロジェクター |
| 機械器具類 | 通信器具類 | 平成18年２月20日 | １ | 145,950円 |
| デジタルハイビジョン液晶テレビ |

 | 【大阪府財務規則】（物品の出納の通知及び帳簿の記載）第80条　物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。２　前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。　一　備品出納簿（様式第39号）（不用の決定及び不用品の処分）第87条　知事又は第３条の規定により物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書（様式第49号）を作成の上不用の決定をしなければならない。２　前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。【備品管理の適正化について】（平成23年７月13日　施設財務課長通知）　標記について、平成22年度監査の結果、大阪府監査委員より別添のとおり多くの学校において備品の管理が的確に行われていないとの意見が出されました。　特に備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物がないもの、老朽化等のため使用されていないもの、取得備品を備品出納簿に登載していないなどの不備が指摘されています。　ついては、備品の適正な管理を図るため、下記により備品の管理を徹底されるようお願いします。記４　照合確認　府財務規則第88条の規定に基づき、物品増減通知等を作成するときなどに物品管理者、物　検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。【大阪府財務規則】（物品の出納の通知及び帳簿の記載）第80条　物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。２　前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。　一　備品出納簿（様式第39号） | 現物を確認できなかった備品について、原因調査を行ったところ、不用決定を行わずに廃棄していたことが判明した。　このため、廃棄済である当該備品について、不用決定及び備品出納簿からの払出しを行った。　今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年12月２日）